



交付前マイナンバーカードの紛失について

概要説明

令和4年12月15日(木)、四條畷市役所 市民課執務室内で保管していた交付前のマイナンバーカード2枚を紛失したことが判明いたしました。

本事案を厳粛に受け止め、市民の皆さまに心よりお詫び申し上げますとともに、マイナンバーカードの厳正なる管理を徹底し、再発の防止に努めてまいります。

1 概要

令和4年12月15日(木)、今回の対象となった方2名がマイナンバーカードの受け取りにお越しになりました。交付のため保管場所を調べたところ、対象者の方のカードが確認できなかったため、同日及び翌日16日(金)、17日(土)の3日間、執務室内及び保管するすべてのマイナンバーカードを確認しましたが、対象者の方のカードが見当たらず、紛失していることが判明しました。

2 経緯

令和4年11月24日(木)に、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から今般対象となる方の分も含めたマイナンバーカードが本市へ郵送到着したことが確認できております。

同日中に、交付する前に行う作業である「交付前設定(カードに組み込まれているチップが正常に動くかどうかの確認作業)」を行っていることまで確認できており、同月30日(水)に、対象者を含むマイナンバーカード交付の準備が整ったため、該当者を含め、11月18日(金)から11月24日(木)分に到着したカードの交付通知書269件を発送しました。

そして当日16時頃に今回対象となった方2名がカードを受け取りに来られ、交付のため保管場所を調べたところ、カードが見当たらなかったため、確認でき次第送付させていただきとして一旦お帰りいただき、同日、翌日16日(金)、17日(土)の3日間、執務室内及び保管するすべてのマイナンバーカードを確認しましたが、カードが見当たらず、紛失していると判断し、17日(土)19時頃、「遺失届」を四條畷警察署へ提出しました。

3 マイナンバーカードに記載されていた特定個人情報

個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、顔写真

4 原因

マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送付される小箱に入っており、届き次第箱ごと保管、交付に向けての準備を行います。交付前設定後は、マイナンバーカードを専用のプラスチックケースに格納、申請時来庁者分(申請時に本人確認を行い、カード発行後は簡易書留にて郵送する)のマイナンバーカードを抜き取りし、地区別に仕分けして、鍵付きのロッカーにて保管します。

紛失原因の明確な特定はできませんが、設定後の段階で、申請時来庁分の方の抜き取り作業を行いますが、このとき不要となった小箱を廃棄する際、または地区別に分ける分類の段階で誤って廃棄した可能性が高いものと考えられます。



5 現在の状況

対象者の方には、令和4年12月17日（土）、ご本人に対して経緯の説明と謝罪をするとともに、マイナンバーカードの再発行の手続きを市が責任を持って進めることをお伝えし、再発行の手続きを開始しました。

紛失したマイナンバーカードについては、暗証番号が設定されておらず、カードが有効中となっていないこと、旧カードの廃止手続きを行うことにより、使用はできません。

6 再発防止策

職員の個人情報保護に関する重要性の認識を一層深めるとともに、各事務工程時の枚数確認を徹底し、関連事務で生じる廃棄物に対しては、複数人による最終確認を行うことを徹底してまいります。

また、マイナンバーカードを出し入れする際にも枚数確認等を都度行うことで、カードのチェック体制の強化と在庫管理を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

市長コメント

このたび、本市におきまして特定個人情報であるマイナンバーカードの紛失があることが判明いたしました。

重要な個人情報を預かり、健全な市政を担う立場として、市民の皆さま、とりわけ、対象となる方に対しまして心からお詫び申し上げます。

問い合わせ	電話 072-877-2121 〈代〉 市民課 北井（内線 510）
--------------	---------------------------------------